

郡市医師会 会長 殿



令和6年8月27日

衛生検査所業公正取引協議会

会長 久川 芳三

(公印省略)

公正競争規約の完全遵守に関するご理解とご協力のお願い

謹啓 盛夏の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会会員に対し格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、衛生検査所の使命は、医療機関の先生方に正確で十分に品質保証された検体検査の情報を迅速に提供することにあり、ひいては国民医療に貢献する役割を担うものと自負しているところであります。

今後も、この使命と役割を果たすべく銳意努力してまいりますので、ご支援の程お願いいたします。

一方で、私ども衛生検査所は消費者庁と公正取引委員会の指導の下、昭和59年に公正取引協議会を設置して、検体検査の受託取引を不当に誘引する景品類の提供を制限する公正競争規約を運用し、業界の正常な商慣習の確立に努めてきました。

ちなみに、現在、公正競争規約は、医療用医薬品、医療機器をはじめ、不動産、自動車、家電、牛乳、鶏卵、酒類、銀行、旅行業など79業種において設定されており、それぞれの業界における正常な商慣習の確立に取り組んでいます。

直近の当協議会の主な活動は、真空採血管を始めとする検体採取機能を有する容器の無償提供禁止及びオンラインシステム関連の機器、便益・労務の無償提供禁止への取組がありました。会員は、医療機関の皆様へ検体採取機能を有する容器は医療器具であり、またオンラインシステム関連の機器、便益・労務は経済上の利益として、衛生検査所が医療機関へ無償提供することは公正競争規約で禁止されている旨ご説明に上がり、多くの医療機関においてご理解をいただいたところであります。

当協議会としては、今後も引き続き公正競争規約の普及に努めるとともに、遵守への取り組みを更に強化してまいります。

今回その一環として、新たに普及啓発用のリーフレットを作成しましたので同封させていただきます。

公正競争規約により、真空採血管をはじめとする検体採取用具類、オンラインシステム関連の機器、便益・労務、検査機器等の無償提供、長期にわたる無料検査等は、禁止されていることについてご理解いただき、その旨、貴会会員の皆様にご周知賜りたくお願い申し上げます。

謹白

○公正競争規約の全文など詳しい資料は、当協議会のホームページ

【<http://www.kensa-koutorikyo.org/>】で検索いただけます。

○問い合わせ先 TEL 03 (5805) 0250 愛木、猪又